

税法実務コース「消費税」	学習スケジュール
--------------	----------

日 程	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 0 テキストの構成	確定申告書と中間申告書の記載方法、提出期限のほか、消費税の経理方法について確認します。
		テーマ 1 確定申告書と付表の関係	
		テーマ 2 確定申告書の記載方法	
		テーマ 3 確定申告書の提出期限	
		テーマ 4 中間申告書	
		テーマ 5 経理方法等	
第 2 回	第 2 章	テーマ 1 消費税の届出書	各種届出書の記載方法やその届出書の提出を選択する場合の実務的なポイント等について確認します。
		テーマ 2 課税事業者の選択	
		テーマ 3 課税期間の短縮・変更	
		テーマ 4 課税売上割合に準ずる割合	
第 3 回	第 3 章	テーマ 1 課税対象取引	課税標準等に関する基本通達及び免税取引の内容のほか、仕訳に準じた消費税の可否区分について確認します。
		テーマ 2 課税取引・非課税取引	
		テーマ 3 課税標準	
		テーマ 4 免税取引（輸出取引）	
	第 4 章	テーマ 1 売上返還等	各種税額控除について確認します。
		テーマ 2 貸倒れ等	
	第 5 章	テーマ 1 仕入税額控除の時期	課税売上割合が95%未満の事業者の控除対象仕入税額の計算方法のほか、仕訳に準じた消費税の可否区分について確認します。
		テーマ 2 課税仕入れ等の判定	
		テーマ 3 課税売上割合	
		テーマ 4 棚卸資産の調整	
		テーマ 5 仕入返還等	
		テーマ 6 帳簿等の保存	
	第 6 章	テーマ 1 簡易課税制度の選択	簡易課税の届出・業種別みなし仕入率について確認します。
		テーマ 2 みなし仕入率	
		テーマ 3 2以上の事業を営む場合	
	第 7 章	テーマ 1 納税義務の判定方法	納税義務や改正点について確認します。
		テーマ 2 平成27年度改正点①	
		テーマ 3 平成27年度改正点②	

税法実務コース「消費税」

CONTENTS

第1章 申告書の提出

テーマ0 テキストの構成	2
■テキストの構成を知る！	
テーマ1 確定申告書と付表の関係	4
■付表は控除対象仕入税額の計算の明細書！	
テーマ2 確定申告書の記載方法	18
■国税と地方消費税の関係は！	
テーマ3 確定申告書の提出期限	34
■消費税は期限までに納付する！	
テーマ4 中間申告書	38
■中間申告書の原則は前期実績方式！	
テーマ5 経理方法等	44
■税込経理は損益に影響する！	

第2章 届出書の提出

テーマ1 消費税の届出書	52
■期日までに届出書を提出する！	
テーマ2 課税事業者の選択	70
■還付になる場合には課税事業者を選択！	
テーマ3 課税期間の短縮・変更	84
■輸出業者等は課税期間を短縮！	
テーマ4 課税売上割合に準ずる割合	96
■準ずる割合は承認申請が必要！	

第3章 課税の対象

テーマ1 課税対象取引	104
■消費税の対象取引は買物行為！	
テーマ2 課税取引・非課税取引	120
■課税取引は無限・非課税取引は限定列挙！	
テーマ3 課税標準	136
■課税標準は課税取引が前提！	
テーマ4 免税取引（輸出取引）	146
■輸出物品等に消費税は課税されない！	

第4章 その他の税額控除

テーマ1 売上返還等	154
■売上げのマイナスは申告書で控除！	
テーマ2 貸倒れ等	158
■売上代金の貸倒れは申告書で控除！	

第5章 控除対象仕入税額（原則課税）

テーマ1 仕入税額控除の時期	162
■仕入れに係る消費税は買い物の都度控除！	
テーマ2 課税仕入れ等の判定	166
■課税仕入れ等の確定が重要！	
テーマ3 課税売上割合	178
■非課税売上高が大きいときは要注意！	
テーマ4 棚卸資産の調整	200
■前期免税事業者等は要注意！	
テーマ5 仕入返還等	206
■仕入れのマイナスは申告書で加算！	

テーマ 6 帳簿等の保存	210
--------------	-----

■原則課税は帳簿等の保存が必要！

第6章 控除対象仕入税額（簡易課税）

テーマ 1 簡易課税制度の選択	214
-----------------	-----

■計算が煩雑な場合等には簡易課税を選択！

テーマ 2 みなし仕入率	224
--------------	-----

■みなし仕入率を研究する！

テーマ 3 2以上の事業を営む場合	238
-------------------	-----

■2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率！

第7章 その他の事項

テーマ 1 納税義務の判定方法	250
-----------------	-----

■基準期間における課税売上高等の計算は！

テーマ 2 平成27年度改正点①	260
------------------	-----

■電気通信利用役務の提供！

テーマ 3 平成27年度改正点②	264
------------------	-----

■国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供！

0

テキストの構成

テキストの構成を知る！

Theme

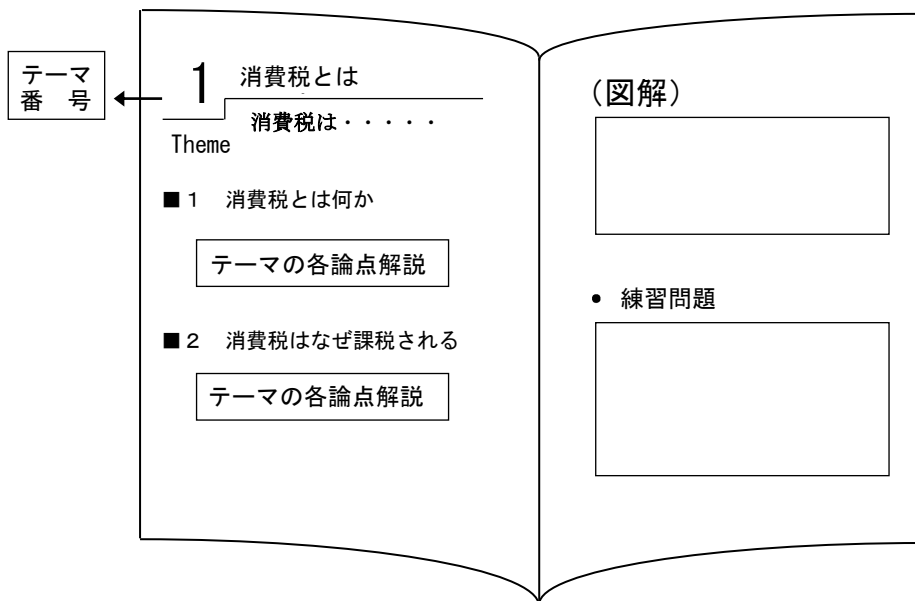
■ 1 消費税実務トレーニングの学習を始めるにあたって

消費税は、日々の仕訳と密着している税法科目です。

また、消費税の届出書は基本的に前課税期間末までに行わなければならないこととされており、届出のタイミングに注意を要するのが特徴です。

本講座では、実務的にも重要な消費税を解説し、実践力を養成します。

・ レジユメの構成



1

確定申告書と付表の関係

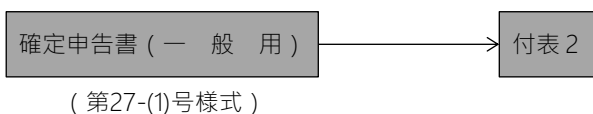
付表は控除対象仕入税額の計算の明細書！

Theme

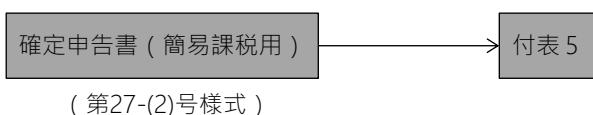
■ 1 付表の提出

消費税の確定申告書には、付表の提出が義務付けられています。付表は控除対象仕入税額の計算の明細書のことです。控除対象仕入税額の方法が、原則課税か簡易課税かに応じて次のように区分されます。

(1) 原則課税による場合



(2) 簡易課税による場合



■ 2 一般用

(1) 確定申告書

第27-(1)号様式

G K O 3 0 3

平成31年 5月 20日	神田	税務署長殿
納税地 東京都千代田区神田三崎町3-3-0 (電話番号 03 - 3518 - 6779)		
(フリガナ) タツカブシキカイシキ		
法人名 T A C株式会社		
法人番号		
(フリガナ)		
代表者氏名 和田 一郎		

※	一連番号	申告年月日	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	00445699	平成 年 月 日				
税務署						
処理欄						

法人用

平成二十七年十月一日以後終了

自 平成 30 年 0 4 月 0 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成 31 年 0 3 月 3 1 日

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算															
課税標準額	①	100000000	03												
消費税額	②	6300000	06												
控除過大調整税額	③		07												
控除対象仕入税額	④	4705750	08												
返還等対価に係る税額	⑤		09												
税貨倒れに係る税額	⑥		10												
控除税額小計	⑦	4705750	09												
控除不足還付税額	⑧		13												
差引税額	⑨	1594200	15												
中間納付税額	⑩		16												
納付税額	⑪	1594200	17												
中間納付還付税額	⑫		18												
この申告書が修正申告である場合	⑬		19												
既確定税額	⑭		20												
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	100000000	21												
課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	100070000	22												
この申告書による地方消費税の税額の計算															
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51												
差引税額	⑱	1594200	52												
還付税額	⑲		53												
納付税額	⑳	430100	54												
中間納付課渡割額	㉑		55												
納付課渡割額	㉒	430100	56												
中間納付還付課渡割額	㉓		57												
この申告書が修正申告である場合	㉔		58												
既確定課渡割額	㉕		59												
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	2024300	60												

付	割賦基準の適用	☐	有	☐	無	31
記	延払基準等の適用	☐	有	☐	無	32
事	工事進行基準の適用	☐	有	☐	無	33
項	現金主義会計の適用	☐	有	☐	無	34
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	☐	有	☐	無	35
考	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	☐	個別対応方式	☐	一括比例配分方式	41
除	税額の法	☐	上記以外	☐	全額控除	
事	特定課税仕入れに係る別表の提出有	☐	基準期間の課税売上高	120,000千円		
項	①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額		
		3%分	千円	円		
		4%分	千円	円		
		6.3%分	100,000千円	6,300,000円		
	⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額			
		4%分		円		
		6.3%分		1,594,200 円		
	⑰又は⑱の内訳	銀行	本店・支店			
		金庫・組合	出張所			
		農協・漁協	本所・支所			
		預金	口座番号			
		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-			
		郵便局名等				
	※税務署整理欄					
税理士	小畑三郎税理士事務所					
署名押印	小畑 三郎					
	(電話番号 03 - 3265 - 6000)					
☐	税理士法第30条の書面提出有					
☐	税理士法第33条の2の書面提出有					

(2) 付表 2

第28-(1)号様式

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課税期間		30・4・1～31・3・31	氏名又は名称	T A C株式会社	
項 目				金 額	
	課 税 売 上 額(税抜き)	①	100,000,000		円
	免 税 売 上 額	②			
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額(①+②+③)	④	100,000,000		※申告書の⑤欄へ
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額(④の金額)	⑤	100,000,000		
	非 課 税 売 上 額	⑥	70,000		
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額(⑤+⑥)	⑦	100,070,000		※申告書の⑤欄へ
課 税 売 上 割 合 (④／⑦)				[99.9 %] ※端数切捨て	
課税売上高が 5億円超又は 95%未満の場合	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額(税込み)	⑧	※注2参照	80,670,000	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑧×6.3／108)	⑨	※注3参照	4,705,750	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑩	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある 事業者のみ記載してください		
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑩×6.3／100)	⑪	※注3参照		
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった 場合における消費税額の調整 (加算又は減算) 額	⑬			
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭	4,705,750		
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下、かつ、 課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑭ の 金 額)	⑮	4,705,750		
	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯			
	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑰			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の 税 額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の 税 額 (⑭×④／⑦)	⑲			
控 除 の 税 額 調 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 (⑮、⑯又は⑲の金額)±㉒がプラスの時	㉒	4,705,750		
	控 除 過 大 調 整 税 額 (⑮、⑯又は⑲の金額)±㉓がマイナスの時	㉓	※申告書の⑤欄へ		
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額				㉔	※申告書の⑤欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑤及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額して
いる場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。
$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$
$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。
$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$
$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)